公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１号
岩手県奥州市水沢区字久田127番地５、前住所岩手県奥州市水沢区字笹森谷地46番地７
債務者　佐藤　美香
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第８８号
福島県会津若松市西年貢１丁目７番62号、前住所福島県会津若松市城西町５番７号
債務者　鈴木　裕司
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第５７４号
埼玉県入間郡毛呂山町大字西大久保879番地ふるさとホーム毛呂山、前住所東京都八王子市丹木町３丁目211番地10
債務者　金子　　順
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６１６号
埼玉県富士見市東みずほ台３丁目４番地21ウエストコート105、前住所埼玉県志木市幸町３丁目16番８号
債務者　宮川　幸佳
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４６号
京都府亀岡市東別院町鎌倉見立24番地209
債務者　インテリア　カイこと　甲斐　安志
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
京都府亀岡市東別院町鎌倉見立24番地209
債務者　甲斐　幸子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
北海道帯広市西15条南16丁目２番地５　コーポ生野102
債務者　小林　彩子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２９８号
盛岡市南大通１丁目７番21号　コーポ九鳥木葉８号、旧住所盛岡市みたけ１丁目９番44号ブルーメンコールＦ103号
債務者　加賀　寛章
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第６号
岩手県紫波郡紫波町日詰字郡山駅260番地１サンハイツ鈴木５号、旧住所岩手県紫波郡紫波町中島字樋ノ口92番地６
債務者　吉田　敏光
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１２号
岩手県花巻市星が丘１丁目38番７号　パークサイド・クオーレⅢＣ号、前住所岩手県花巻市大迫町亀ケ森第43地割３番地、前々住所岩手県北上市上江釣子７地割112番地４　クレメントスクエアⅡ204
債務者　石塚　美希
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第５１号
山形県鶴岡市藤の花２丁目11番地55
債務者　前田　健弥
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第３２６号
山梨県甲府市屋形３丁目４番35号
債務者　望月　**廣**志
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７号
愛知県一宮市冨田454番地５
債務者　野島はつ子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第６０号
福岡県大牟田市大字橘８－１　ハニーガーデン207号、住民票上の住所福岡県大牟田市浜田町23番地10
債務者　影山　　剛
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第１２３号
北海道小樽市若松２丁目７番417号　ヴェリセ・ヴィラおたる、前住所北海道小樽市真栄１丁目４番279号
債務者　中田　　寿
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１５５号
北海道苫小牧市しらかば町６丁目26番15号
債務者　佐々木いづみ（旧姓寺田・野地）
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部